

# 寄付金に対する免税措置

学校法人文理学園に対するご寄付は、税法上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

## 1. 個人の場合

学校法人文理学園へのご寄付は、平成23年度税制改正により、優遇措置（寄付金控除）として既存の「所得控除」に加え、寄付者自身の選択により、新たに「税額控除」の適用も受けられるようになりました。また、ご寄付された方は、確定申告の際に「税額控除」又は「所得控除」のいずれか有利な寄付金控除を選択することができます。

新たな「税額控除」については、寄付金の約40%を所得税額から控除することができます。この寄付金控除額の具体の目安としては、次の寄付金控除の比較表の「減税額の例」欄のとおりとなり、多くの場合、この「税額控除」を選択する方が有利となりますが、実際の確定申告に際しては、お近くの税務署又はご担当の税理士へご相談ください。

〈寄付金控除比較表〉

	税 額 控 除	所 得 控 除
優 遇 措 置 の 内 容 ・ 効 果	所得税額から直接控除するため、既存の所得控除と比較して、ほとんどのご寄付について減税効果が大きくなります。	課税前の所得金額から控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。
寄 付 金 控 除 額	$(\text{寄付金額}(\ast 1) - 2,000\text{円}) \times 40\%(\ast 2)$	寄付金額 $(\ast 1) - 2,000\text{円}$
手 続 時 期	確定申告時（翌年2月16日～3月15日）	
手 続 方 法	寄付金控除に係る証明書(写)と寄付金受領証を確定申告書に添付して所轄税務署に提出してください。	
寄 付 金 控 除 に 係 る 証 明 書	税額控除に係る証明書 発行日から5年間有効です。	特定公益増進法人証明書 発行日から5年間有効です。
減 税 額 の 例	<b>【例】課税される所得金額<math>(\ast 3)</math>が500万円の方が10万円を寄付した場合</b> $(10\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = 39,200\text{円}$ 減税額 <u>39,200円</u>	(課税される所得金額 $(\ast 3)$ ) $(\text{所得金額} - (\text{寄付金控除額})) \times \text{税率} = \text{所得税額}$ 寄付金控除額 $10\text{万円} - 2,000\text{円} = 98,000\text{円}$ 減税額 $98,000\text{円} \times 20\%(\text{注}) = \underline{19,600\text{円}}$ 所得税の税率については、平成24年所得税額表 $(\ast 4)$ を参考にしてください。 税率は、5%～40%まで6段階あります。
備 考	平成25年4月25日以降のご寄付より適用されます。 $(\ast 5)$	

※1…年間の寄付金合計額が年間の総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2…寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

※3…課税される所得金額は、所得金額（給与所得者の場合は、給与収入－給与所得控除額をいう。）から所得控除額（社会保険料控除、扶養控除など）を控除した金額となります。

※4…平成30年所得税額表

課税される所得金額(a)	税率(b)	控除額(c)
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

〈所得税額の計算〉(a)×(b)-(c)=所得税額

※5…税額控除は、平成23年6月の税制改正により新たに適用されることになりましたが、本学園については、平成25年4月25日より税額控除対象となる証明を受けました。

(注) 学校の入学に関する寄付金につきましては、寄付金控除の対象から除外されますので、ご注意ください。

所得税寄附金控除の所得控除と税額控除の還付金額の目安表

課税所得金額		4,000,000		5,000,000		6,000,000		7,000,000	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
寄付金額	10,000	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,600	3,200	1,840
	30,000	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	5,600	11,200	6,440
	50,000	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	9,600	19,200	11,040
	100,000	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	19,600	39,200	22,540
	200,000	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	39,600	79,200	45,540
	300,000	93,125	59,600	119,200	59,600	119,200	59,600	119,200	68,540
	500,000	93,125	99,600	143,125	99,600	193,125	99,600	199,200	114,540
	1,000,000	93,125	199,600	143,125	199,600	193,125	199,600	243,500	229,540

課税所得金額		8,000,000		9,000,000		10,000,000		15,000,000	
		税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	所得控除
寄付金額	10,000	3,200	1,840	3,200	1,840	3,200	2,640	3,200	2,640
	30,000	11,200	6,440	11,200	6,440	11,200	9,240	11,200	9,240
	50,000	19,200	11,040	19,200	11,040	19,200	15,840	19,200	15,840
	100,000	39,200	22,540	39,200	22,540	39,200	32,340	39,200	32,340
	200,000	79,200	45,540	79,200	45,540	79,200	65,340	79,200	65,340
	300,000	119,200	68,540	119,200	68,540	119,200	98,340	119,200	98,340
	500,000	199,200	114,540	199,200	114,540	199,200	164,340	199,200	164,340
	1,000,000	301,000	229,540	358,500	229,540	399,200	329,340	399,200	329,340

※ 課税所得金額とは、給与所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、損害保険料控除などの合計額を控除した金額をいいます。

※ 所得税の税率は、平成27年4月1日現在の法令によります。  
例えば、課税所得金額400万円の給与所得者が5万円を寄附いただいた場合、所得控除では9,600円、税額控除では19,200円が確定申告によって還付されます。

※ 還付額は、個人の所得金額、各控除額により異なりますので、目安表はあくまでも参考資料としてご覧ください。

## 個人住民税の優遇措置について

学校法人文理学園は、今まで文部科学省から特定公益増進法人の証明を受けており、本法人に対する寄付金は、所得税の優遇措置を受けています。

これに加え、以下に列挙する自治体では、平成24年1月1日以後の寄付金について、個人住民税（県民税、市民税）の寄付金税額控除が受けられることとなりました。

### ① 学校法人文理学園を「寄付金税額控除対象法人」として、条例で指定している自治体

条例指定にあたり、自治体内に学校法人文理学園の代表所在地又は設置する学校を有することが主な要件です。

【都道府県】：大分県

【市区町村】：大分市、佐伯市

### ② 住民税の寄付金税額控除額

※ 寄付した年の翌年1月1日の住所が、上記の都道府県、市区町村の個人が対象です。

※ 所得税については、確定申告により還付され、住民税については翌年度の住民税から控除されます。

住民税の控除額＝(寄付金額<sup>(注1)</sup>－2,000円)×控除率<sup>(注2)</sup>

(注1) 所得金額の合計額の30%が限度です。

(注2) 都道府県は4%、市区町村は6%、両方適用の場合は10%です。

[計算例]

大分市在住の方が、本学園に10万円の寄付をした場合

(1) 所得税の寄付金税額控除額<sup>(注3)</sup>

$(100,000円^{(注4)} - 2,000円) \times 40\% = 39,200円 \rightarrow 還付$

(2) 住民税の寄付金税額控除額

県民税 $(100,000円 - 2,000円) \times 4\% = 3,920円 \rightarrow$ 県民税から控除

市民税 $(100,000円 - 2,000円) \times 6\% = 5,880円 \rightarrow$ 市民税から控除

(注3) 確定申告の際に、税額控除又は所得控除のいずれか有利な方を選択することができ、税額控除を選択した場合に40%となります。

(注4) 所得金額の合計額の40%が限度です。

所得税と住民税を合計すると、10万円の寄付に対し、4万9,000円の税額控除が受けられます。

### ③ 寄付金控除の手続き

住民税の寄付金税額控除は、所得税の確定申告を行うことにより、特別な申告をしなくても適用を受けることができます。

#### [参 考]

確定申告を行う場合に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ 寄付金受領証
- ・ 特定公益増進法人証明書（写）
- ・ 税額控除証明書（写）

ただし、所得税の確定申告を行わない方は、住民税の申告を行わなければ、寄付金税額控除を受けられません。

所得税の確定申告書の記載に関しては、第Ⅱ表の「住民税に関する事項」に、「条例指定分」という区分があり、「都道府県」欄、「市区町村」欄に、学校法人に対する寄付金額を記載してください。

### ④ その他

上記の自治体から要請があった場合は、本法人から寄付者名簿を提出することとなっていますので、ご了承ください。

寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載します。

## お問い合わせ

寄付金に関するお問い合わせ連絡は下記へ。

大分市大字一木1727-162

学校法人 文理学園 総務部法人総務担当

TEL(097)592-1600(代表)

(097)524-2724(直通)

FAX(097)593-3094